

相談支援専門員の要件について

相談支援専門員は、次の①および②のいずれも満たすことが要件となっています。

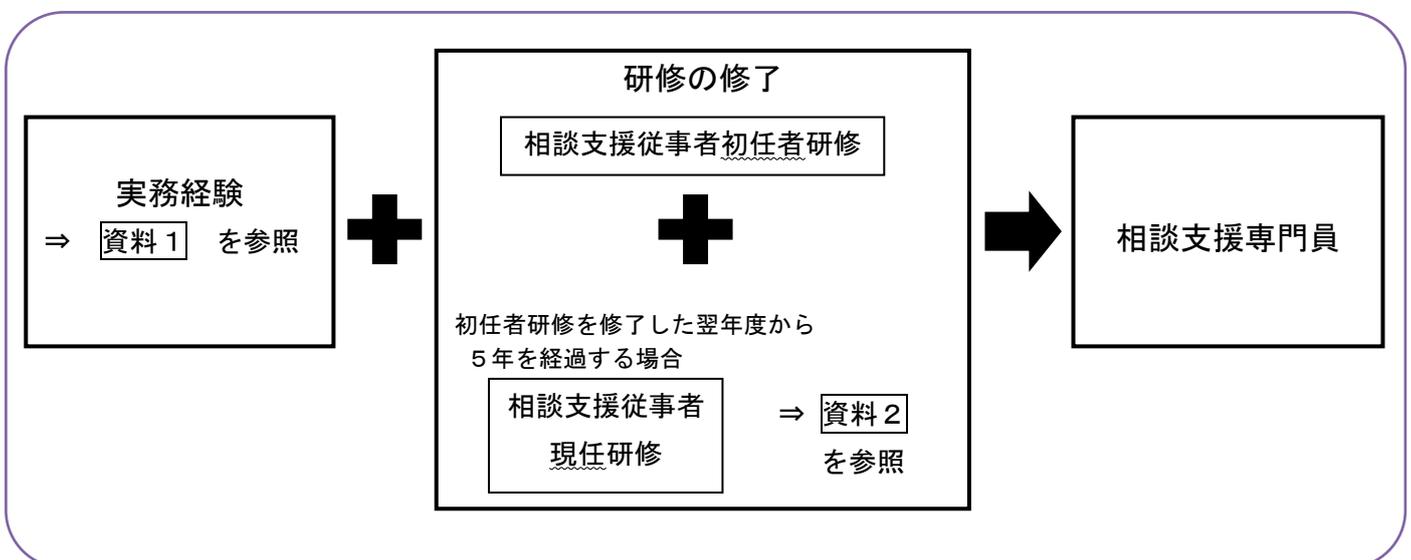
- ① 必要な実務経験を有していること（資料1 参照）
- ② ア、イ、ウいずれかの要件を満たしており、それらの研修を修了した年度の翌年度を初年度として、5年目の年度末までに、現任研修を修了していること。以降、5年間ごとに1回以上現任研修を受講することが必要（資料2 参照）

ア 令和元年度～令和2年度に、福井県相談支援従事者初任者研修（7日間）を修了

イ 平成18～30年度に、福井県相談支援従事者初任者研修（5日間）を修了

ウ 平成18～20年度に、福井県相談支援従事者初任者研修（短期研修）を修了

※福井県相談支援従事者初任者研修（短期研修）は、平成12～17年度に実施した福井県障害者ケアマネジメント従事者研修の追加研修です。

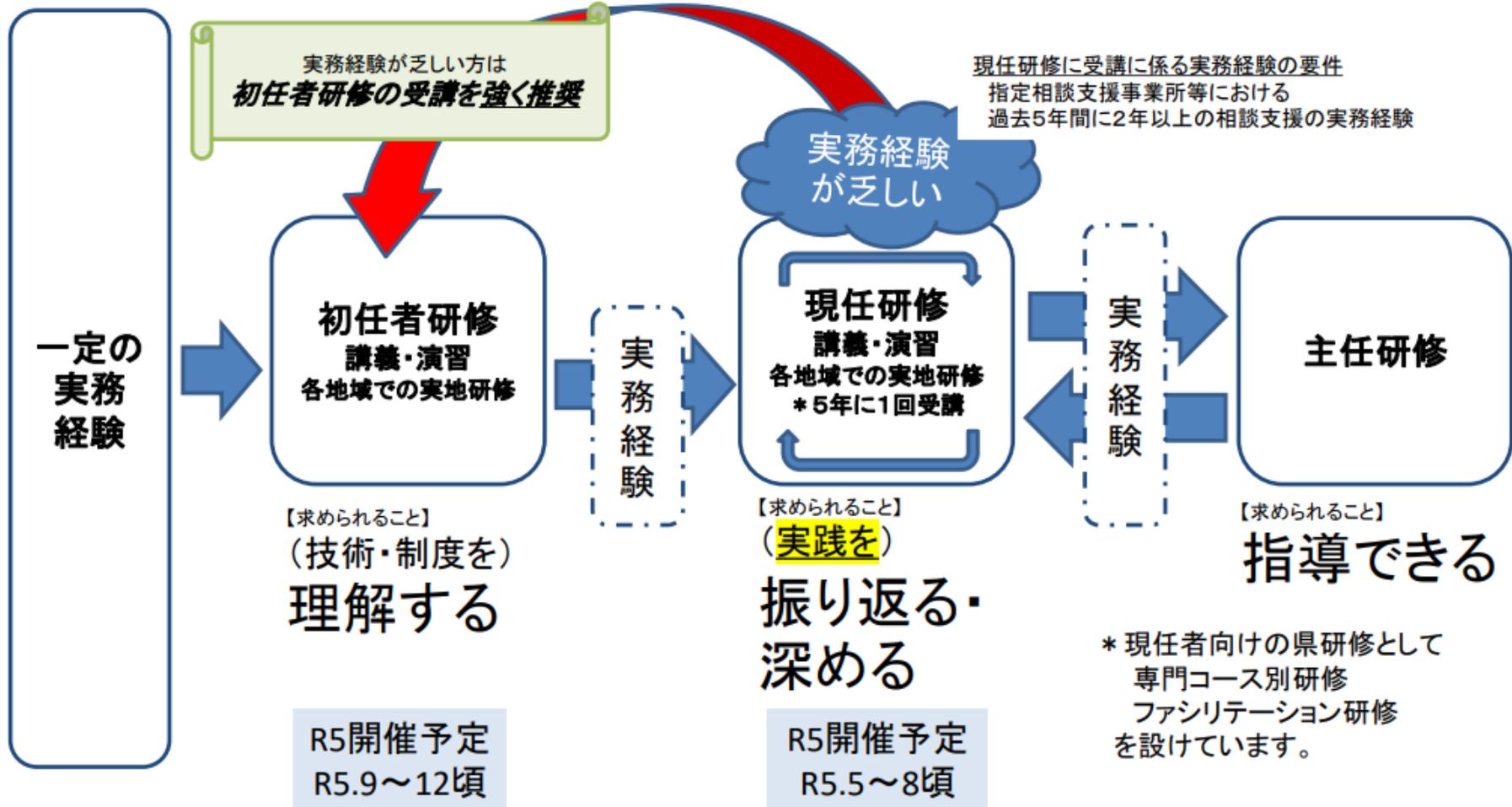


福井県における相談支援従事者モデル

(初任→現任→主任)

～「実践」をポイントとした整理～

* 図中「実践」とは相談支援従事者としての実務を指します。



資料 2

【 現任研修の受講について 】

相談支援専門員は、相談支援従事者初任者研修を修了し、修了した年度の翌年度を初年度として、5年目の年度末までに、現任研修を修了する必要があります。以降、5年間ごとに1回以上現任研修を受講することが必要です。

また、現任研修受講には、相談支援専門員としての実務経験が受講前の過去5年間に2年以上必要となります。

例 1 令和2年度に相談支援従事者初任者研修を修了した場合

	この5年間に1回以上の現任研修修了が必要				この5年間に1回以上の現任研修修了が必要		
R 2年度	R 3～4年度	R 5年度	～	R 7年度	R 8年度	～	R 12年度
相談支援従事者研修初任者研修を修了	2年間の実務経験 =受講不可=	3年度目	～	5年度目	6年度目	～	10年度目

初任者研修修了後からR 7年度末までは、現任研修を修了していなくても相談支援専門員として配置可能

現任研修受講には最低2年間の実務経験が必要なので、初任研修後の翌年からの最初の5年間は3年度目以降に受講が可能

R 7年度末までに現任研修を修了していれば、R 8年度からR 12年度末までは相談支援専門員として配置可能

現任研受講には受講前過去5年間に2年以上の実務経験が必要

例 2 平成17年度に障害者ケアマネジメント従事者研修を修了し、平成20年度に相談支援従事者初任者研修（短期研修）を修了している場合

	この5年間に1回以上の現任研修修了が必要				この5年間に1回以上の現任研修修了が必要		
17年度	20年度	21年度	～	25年度	26年度	～	30年度
障害者ケアマネジメント従事者研修を修了	相談支援従事者初任者研修（短期研修）を修了	初年度	～	5年度目	6年度目	～	10年度目

初任者研修（短期研修）修了後から25年度末までは、現任研修を修了していなくても相談支援専門員として配置可能

現任研受講には受講前過去5年間に2年以上の実務経験が必要

相談支援従事者初任者研修を修了した年度の翌年度を初年度として、5年目の年度末までに現任研修を修了しなかった場合（以降、5年間に1回以上現任研修を受講しなかった場合）は、5年度目の末日以降、相談支援専門員の資格が失効します。この場合は、再度、相談支援従事者初任者研修を受講することにより相談支援専門員として再び従事することができます。